

令和4年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和5年5月17日現在）

- 1 監査の期間 令和4年11月29日から令和5年2月22日まで
- 2 監査対象年度 令和4年度事務（令和4年10月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和3年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 会計規則第23条第1項によると、現金を直接収納したときは即日払込書により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないが、即日払込みができない場合は、出納員等において一時保管し、指定金融機関等の翌営業日の正午までに払い込まなければならないとなっているが、現金領収帳で収納した諸証明手数料について、収納してから翌営業日の正午までに払い込まれていないものが1件あった。	産業局 中央卸売市場 魚類市場	<p>収納金について、現金領収後の指定金融機関への払込みの状況確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は、収入日に払込みが不可能な場合は翌日のスケジュール表に収納金のある旨を記載し、担当者の他に係長等複数の職員が現金の収納状況を確認できるようにするとともに、会計規則の遵守について、さらに職員に周知徹底を図り、適正な収入事務の遂行に努めることとした。</p> <p>（通知受理日：令和5年4月26日）</p>	措置済
(2) オンライン研修の受講料について、資金前渡を受け研修開始前までに相手方に支払うべきところ、受講後も資金前渡職員口座に入金したまま、約2か月間にわたり支払いを滞らせていた。	建設局 建築部 建築課	<p>資金前渡口座に入金された受講料の相手方への支払いについて、状況確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は予算執行伺の起案後、リストを作成し、担当者の他に係長も確認することで、会計規則の遵守と、適正な支出事務の遂行に努めることとした。</p> <p>（通知受理日：令和5年4月26日）</p>	措置済

